

横浜市青葉区

おくやみ
ハンドブック

～ご遺族のための手続案内～

ご遺族のみなさまへ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、保険証の返還や各種届出など、さまざまな手続が必要となります。

青葉区役所では、必要な手続を少しでもわかりやすく行っていただけよう、主な手続を一覧にした「横浜市青葉区 おくやみハンドブック～ご遺族のための手続案内～」を作成いたしました。

お手続の際のご参考になればと存じます。

横浜市青葉区役所

青葉区役所フロア案内	……………	P1
区役所での手続チェックリスト	……………	P2・3
区役所での手続概要	……………	P4～19
区役所以外での主な手続一覧	……………	P20・21

お悔やみ手続ガイド(ウェブサービス)



スマートフォンやパソコンから

質問にお答えいただくだけで、必要な手続や持ち物がわかるウェブサービスもございますので是非ご利用ください。(回答時間の目安 約4分)



詳細はこちら

青葉区役所フロア案内

4F



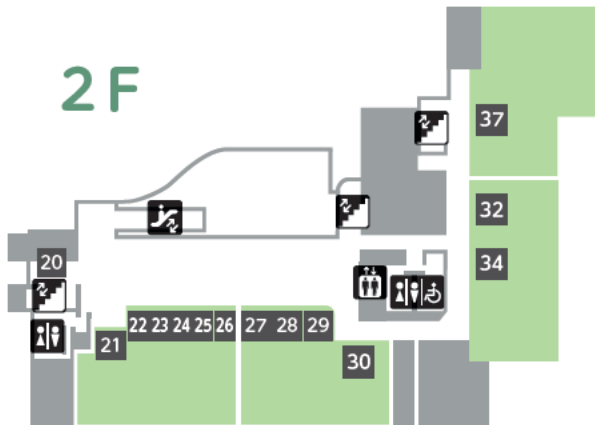
- 7 1 番: 総務課庶務係 / 危機管理担当 / 予算調整係
- 7 2 番: 総務課統計選挙係
- 7 3 番: 区政推進課企画調整係
- 7 4 番: 地域振興課地域活動係 / 地域力推進担当 / 資源化推進担当
- 7 5 番: 地域振興課文化・コミュニティ係 / スポーツ・施設担当

3F



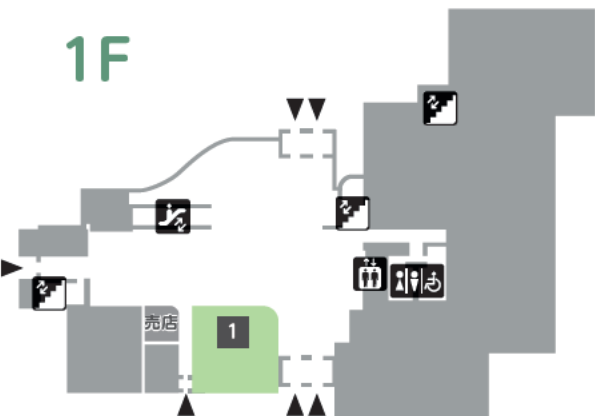
- 5 0 番: 税務課家屋担当
- 5 1 番: 税務課土地担当
- 5 2 番: 税務課土地担当 [固定資産証明発行窓口]
- 5 3 番: 税務課市民税担当 [課税(所得)・納税証明発行窓口]
- 5 4 番: 税務課市民税担当 [軽自動車税担当]
- 5 5 番: 税務課市民税担当
- 5 6 番: 区会計室
- 5 7 番: 銀行派出所
- 5 9 番: 税務課収納担当
- 6 1 番: 生活衛生課食品衛生担当
- 6 2 番: 生活衛生課環境衛生担当
- 6 3 番: 福祉保健課健康づくり係
- 6 4 番: 福祉保健課運営企画係 / 事業企画担当
- 6 5 番: 生活支援課

2F



- 2 0・2 3～2 6 番: 戸籍課登録担当
- 2 1 番: 戸籍課戸籍担当
- 2 2 番: 戸籍課登録担当 [証明発行窓口]
- 2 7～3 0 番: 保険年金課
- 3 2・3 4 番: 高齢・障害支援課
- 3 7 番: こども家庭支援課

1F



- 1 番: 区政推進課広報相談係

区役所での手続チェックリスト

- 区役所以外で行う手続については P20・P21をご覧ください。
- 相続に関する相談については P19をご覧ください。

	亡くなった方についてご確認ください	該当	主な手続	受付窓口	参照ページ
火埋葬等		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡届の提出 ■火埋葬許可申請 	2階21番 (戸籍課戸籍担当)	P4 A
住民票等	3人以上の世帯の世帯主である	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■世帯主変更 	2階24番 (戸籍課登録担当)	P4 B
	印鑑登録証をお持ちである マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちである	<input type="checkbox"/>		2階24番 (戸籍課登録担当)	P4 C
健康保険	後期高齢者医療制度の被保険者である	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■保険証等の返還・世帯主変更 ■葬祭費の申請 	2階27番 (保険年金課保険係)	P6 A
	国民健康保険の加入者である 国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主である	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■保険証等の返還・世帯主変更 ■葬祭費の申請 	2階28番 (保険年金課保険係)	P6 B
介護	65歳以上または介護認定を受けていた場合	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険証の返還等 	2階28番 (保険年金課保険係)	P7 C
医療費助成	次のいずれかの医療費助成の対象者である ・重度障害者医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・小児医療費助成	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■医療証の返還 ■未申請医療費の手続 	2階27番 (保険年金課保険係)	P7 D
年金	公的年金(国民年金・厚生年金等)の被保険者・受給者等である	<input type="checkbox"/>			
			<ul style="list-style-type: none"> ■未支給年金の請求 	主に年金事務所	P8 A
			<ul style="list-style-type: none"> ■遺族厚生年金の請求 	主に年金事務所	P9 B
			<ul style="list-style-type: none"> ■国民年金第1号被保険者等の資格喪失手続 ■寡婦年金の請求 ■死亡一時金の請求 ■遺族基礎年金の請求 	主に市区町村	P9 C P10 D
<small>※上記はおおまかな目安であり、手続の内容等により、図のとおりにならない場合があります。 ※公的年金は国が運営する制度であり、ご遺族に向けた各給付にはそれぞれ要件があります。</small>					
税金	未登記家屋をお持ちである	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■家屋所有者変更 	3階50番 (税務課家屋担当)	P12 A
	原動機付自転車・軽二輪等の軽自動車をお持ちである	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■廃車または名義変更 	3階54番 (税務課市民税担当)	P12 B
	市税(固定資産税・市民税)を亡くなった方の口座から口座振替をしている	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■口座振替の変更または解約のご案内 	3階59番 (税務課収納担当)	P13 C
	納めていない税金がある	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ■税金の納付 	3階59番 (税務課収納担当)	P13 D

	亡くなった方についてご確認ください	該当	主な手続	受付窓口	参照ページ	
高齢・障害	各種障害者手帳をお持ちである ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛の手帳(療育手帳)	<input type="checkbox"/>	■ 障害者手帳の返還	2階34番 (高齢・障害支援課)	P14 A	
	各種障害手当を受給している	<input type="checkbox"/>	■ 喪失の届出		P14 A	
	自立支援医療受給者証をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 自立支援医療受給者証の返還		P14 B	
	福祉特別乗車券をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 福祉特別乗車券の返還		P14 C	
	福祉タクシー券をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 福祉タクシー券の返還		P15 D	
	障害者自動車燃料券をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 障害者自動車燃料券の返還		P15 E	
	敬老特別乗車証(ICカード)をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 敬老特別乗車証(ICカード)の返還		P15 F	
特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 受給者証の返納	P15 G			
子ども	児童手当の受給者 または支給対象児である	<input type="checkbox"/>	〈受給者〉 ■ 受給者変更・未支払手当請求 〈支給対象児〉 ■ 額改定(減額届)・受給事由消滅届	2階37番 (こども家庭支援課 こども家庭係)	P16 A	
	児童扶養手当の受給者 または支給対象児である	<input type="checkbox"/>	〈受給者〉 ■ 受給者変更 〈支給対象児〉 ■ 額改定(減額届)・資格喪失届		P16 B	
	特別児童扶養手当の受給者 または支給対象児である	<input type="checkbox"/>	〈受給者〉 ■ 資格喪失・受給資格者死亡届 ■ 未支払手当請求 〈支給対象児〉 ■ 額改定(減額届)・資格喪失届		2階34番 (高齢・障害支援課)	P17 C
	幼稚園または保育園に入所している児童 またはその保護者である	<input type="checkbox"/>	〈児童〉 ■ 認定の取消等 〈保護者〉 ■ 世帯構成の変更届 ■ 保護者変更 ■ 口座変更		2階37番 (こども家庭支援課 保育担当)	P17 D
その他福祉	被爆者健康手帳をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 健康手帳の返還 ■ 葬祭費の申請	3階63番 (福祉保健課健康づくり係)	P18 A	
	被爆者のこども健康診断受診証をお持ちである	<input type="checkbox"/>	■ 受診証の返還		P18 B	
道路等	道路・水路等の占用許可を受けている	<input type="checkbox"/>	■ 地位承継届	青葉土木事務所 (管理係)	P18 C	
営業許可	個人事業主で飲食店等の営業許可を取得しており、営業を終了する	<input type="checkbox"/>	■ 廃業届	3階61番 (生活衛生課食品衛生担当)	P19 D	
	個人事業主で飲食店等の営業許可を取得しており、ご遺族が許可を承継する	<input type="checkbox"/>	■ 相続による営業許可承継届		P19 D	
ペット	犬を飼っている	<input type="checkbox"/>	■ 登録事項変更の届出	新たに飼う方が お住まいの自治体	P19 E	

区役所での手続

A

死亡届・火埋葬許可申請書の提出

※すでに火葬がお済みでしたら、この手続は必要ありません。

持ち物

- 死亡届書(医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの)

受付窓口

2階 21 窓口 戸籍課戸籍担当 TEL 045-978-2225 FAX 045-978-2418

期限

死亡を知った日から7日以内

B

世帯主変更の手続

亡くなった方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、世帯主変更届が必要です。

持ち物

- 窓口に来た方の本人確認書類[P5 参照]

受付窓口

2階 24 窓口 戸籍課登録担当 TEL 045-978-2233 FAX 045-978-2418

期限

死亡届後14日以内

C

印鑑登録証・マイナンバーカード・マイナンバー通知カード

届出の必要はありません。

相談窓口

2階 24 窓口 戸籍課登録担当 TEL 045-978-2233 FAX 045-978-2418

その他

- 死亡届によって印鑑登録証は抹消されます。
マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カードについては、相続等の手続で必要になる場合があるので、数年間保管の後、区役所へ返納してください。

亡くなった方の戸籍取得方法

亡くなった方の本籍地が横浜市内の場合、戸籍証明(除籍謄本等)は、横浜市内いずれの区役所でも請求できます。

※行政サービスコーナーで取得できない場合があります。(除籍謄本等)

〈請求できる方〉

①本人等・戸籍の名欄に記載のある方(本人)

同じ戸籍の名欄に記載がある方は、本人として請求できます。

②上記の方の配偶者、直系尊属(父母等)、直系卑属(子等)

③第三者

①②以外の方が請求者の場合は、請求理由等を詳しく記載していただきます。

請求理由等が明らかでない場合には、資料の提供を求められることがあります。

正当な理由があると認められない場合は、戸籍証明(除籍謄本等)を発行することができません。



〈戸籍の広域交付〉

令和6年3月1日から、本人、配偶者、直系親族からの請求であれば、最寄りの市区町村の窓口でも戸籍証明(除籍謄本等)の請求ができるようになりました。(平日のみ)

郵送、代理人による請求や第三者による請求はできません。また、下記aの本人確認書類が必要です。

持ち物

● 窓口へ来た方の本人確認書類

本人確認書類 [aまたはbのどちらか]

a: 請求者本人の顔写真つきの本人確認書類 **1種類**
マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポート 等

b: 請求者本人の本人確認書類(写真なし) **2種類**
健康保険証+年金手帳 等

● 委任状(代理人のみ)

● 請求権を確認できる書類

②の方の本籍地が横浜市内の場合、親族関係が確認できないため、親族関係が確認できる戸籍謄本等を窓口でご提示ください。

受付窓口

2階 **21** 窓口 戸籍課戸籍担当 **TEL** 045-978-2225 **FAX** 045-978-2418

その他

■ 手続に必要な書類をあらかじめ各手続先にご確認の上、区役所にお越しください。

■ 戸籍証明(除籍謄本等)については、申出により原本を返却される場合がありますので、各手続先にお問い合わせください。

■ 相続等の手続では、亡くなった方の過去の戸籍証明(除籍謄本等)が必要になる場合がありますので、各手続先にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の手続・葬祭費の申請

亡くなった方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、保険証の返還等が必要です。
また、葬祭を行った方(喪主)は、葬祭費の支給申請をすることができます。

持ち物

- 亡くなった方の保険証(後期高齢者医療被保険者証)
- 喪主の方が葬祭を行ったことがわかる書類(喪主の氏名、亡くなった方の氏名、葬祭日が確認できるもの)
- 預金通帳または振込先の確認ができるもの
- 申請者(喪主)の印鑑(朱肉を使うもの)
- 申請者(喪主)の本人確認書類[P5 参照]

受付窓口

2階 27 窓口 保険年金課保険係 TEL 045-978-2337 FAX 045-978-2417

期 限

【保険証の返還等】早めにお手続ください。
【葬祭費の申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

国民健康保険の手続・世帯主変更・葬祭費の申請

亡くなった方が国民健康保険の被保険者であった場合、保険証の返還等が必要です。
また、葬祭を行った方(喪主)は、葬祭費の支給申請をすることができます。
(葬祭費は27 窓口でも可能です)

亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、
被保険者の世帯主変更が必要です。
なお、3人以上の世帯の場合は、先に24 窓口で住民票の世帯主変更の手続(P4B)をお願いします。

持ち物

- 亡くなった方の保険証(国民健康保険被保険者証または国民健康保険証兼高齢受給者証)
- 限度額適用認定証、特定疾病証(お持ちの方のみ)
- 葬祭を行ったことがわかる書類(喪主の氏名、亡くなった方の氏名、葬祭日が確認できるもの)
- 預金通帳または振込先の確認ができるもの
- 葬祭を行った方の印鑑(朱肉を使うもの)
- 葬祭を行った方の本人確認書類[P5 参照]
- 世帯主変更の場合のみ: 同じ世帯の方の保険証(国民健康保険被保険者証または国民健康保険証兼高齢受給者証)

受付窓口

2階 28 窓口 保険年金課保険係 TEL 045-978-2335・2337 FAX 045-978-2417

期 限

【保険証の返還・世帯主変更】早めにお手続ください。
【葬祭費の申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

C

介護保険の手続・保険証の返還

亡くなった方が65歳以上または介護認定を受けていた場合、保険証返還等の手続が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の保険者証(介護保険被保険者証)
- 介護保険負担割合証、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)

受付窓口

2階 28 窓口 保険年金課保険係 TEL 045-978-2335 FAX 045-978-2417

期 限

早めにお手続ください。

D

医療費助成医療証の返還

亡くなった方が「重度障害者医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「小児医療費助成」の対象者であった場合、医療証の返還が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の医療証

受付窓口

2階 27 窓口 保険年金課保険係 TEL 045-978-2337 FAX 045-978-2417

期 限

早めにお手続ください。

その他

- 未申請の医療費がある場合は担当窓口へお問い合わせください。

なお、申請の際に次のものが必要になります。

- ・領収書
- ・預金通帳または振込先の確認ができるもの
- ・申請者の印鑑(朱肉を使うもの)
- ・医療証
- ・健康保険証
- ・健康保険から高額療養費や附加給付金が支給されている場合は、高額療養費等の支給通知書等を持参してください。



公的年金の手続①:未支給年金の請求

年金受給者のご遺族のうち、多くの方が該当するもので、年金事務所等で手続します。

国民年金・厚生年金等の公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給される一方、受給権は死亡当月まで引き続くため、受給者が亡くなったときは受け取りきれなかった支払月分が生じ、これを未支給年金といいます。

受給者の死亡当時に生計を同じくしていた一定のご遺族は、この未支給年金について、受給者に代わって支給の請求を行うことができます。

なお、年金支給は月を単位として行われ、日割は生じません。

ほとんどの公的年金では、偶数月の15日にその前月までの2か月分を定期支払しています。
例えば、6月15日の定期支払は4～5月の2か月分が支払対象であり、6月15日～6月30日の間に受給者が亡くなった場合、当該6月分が未支給年金となります。

持ち物

下記窓口にお問い合わせください。

なお、請求者等の戸籍謄本等や住民票の写しの添付を求められた場合、横浜市内に本籍や住民登録がある方の当該書類については、公的年金手続を目的とした手数料無料での交付が可能ですので、その旨を2階22番証明発行窓口にお申し出ください。

受付窓口

未支給年金の窓口は日本年金機構が設置する年金事務所、または各共済組合です。

なお、受給者が受けていた年金が、年齢による国民年金(基礎年金)・厚生年金等でなく、寡婦年金・障害基礎年金・遺族基礎年金のいずれかのみであり、かつ、ご遺族が青葉区在住の場合は青葉区保険年金課国民年金係で手続が可能です。

港北年金事務所 横浜市港北区大豆戸町515

TEL 045-546-8888 FAX 045-546-8880

※主に港北区・緑区・青葉区・都筑区を管轄する年金事務所です。

なお、全国の他の年金事務所でも手続可能です。

ねんきんサテライト青葉台(港北年金事務所 青葉台分室)

横浜市青葉区つつじが丘36-10 第8進栄ビル 1階

TEL 045-981-8211 FAX 045-981-8212

※日本年金機構では年金相談や年金事務所来訪予約に向けた専用電話窓口を設置しています。問い合わせ先はP20をご参照ください。

期限

早めに年金事務所等にお問い合わせください。

その他

- 亡くなった方が国民年金と厚生年金の両方を受けていた場合でも、未支給年金請求は年金事務所で一括して手続します。
また、国民年金や厚生年金とあわせて共済年金を受けていた方が亡くなった場合、未支給年金請求は、原則、年金事務所と共済組合のどちらでも手続が可能です。
- 未支給年金とともに、年金生活者支援給付金に伴う未払金が生じた場合も、原則、未支給年金請求とあわせて年金事務所等で手続します。



B

公的年金の手続②:遺族厚生年金の請求

ご遺族の一部の方が該当するもので、年金事務所等で手続します。

厚生年金(共済を含む)の受給者・被保険者・被保険者であった方等で要件を満たしている方が亡くなったとき、その方によって生計維持されていた一定のご遺族が受けられるものです。

持ち物

下記窓口にお問い合わせください。

なお、請求者等の戸籍謄本等や住民票の写しの添付を求められた場合、横浜市内に本籍や住民登録がある方の当該書類については、公的年金手続を目的とした手数料無料での交付が可能ですので、その旨を2階22番証明発行窓口にお申し出ください。

受付窓口

遺族厚生年金の窓口は日本年金機構が設置する年金事務所[P8 参照]、または各共済組合です。

期限

早めに年金事務所等にお問い合わせください。

C

公的年金の手続③:第1号被保険者等の死亡時の届出

国民年金第1号被保険者等のご遺族のうち、一部の方が該当します。

国民年金の第1号被保険者(20~59歳で国内在住の自営業者・学生等)・任意加入被保険者が亡くなった場合、マイナンバー制度の拡充により手続は原則不要です。

ただし、日本年金機構による国民年金保険料の口座振替等が止まらない場合や、国民年金関係の郵便物送付が止まない場合は、マイナンバー利用による抑止がされていないことが考えられます。

このようなケースで、亡くなった被保険者が青葉区在住であった場合、青葉区保険年金課国民年金係で手続をお願いします。

持ち物

● 亡くなった方の年金手帳、または基礎年金番号通知書 ● ご遺族の本人確認書類

受付窓口

2階 30 窓口 保険年金課国民年金係 TEL 045-978-2331 FAX 045-978-2417

亡くなった方がお住まいだった市区町村が窓口となります。ただし、亡くなった方が国外在住の任意加入被保険者であった場合は、国内協力者がお住まいの市区町村または年金事務所にお問い合わせください。

期限

早めに窓口となる区役所等にお問い合わせください。

その他

■ P10でご案内する死亡一時金等が生じる場合がありますので、第1号被保険者等であった方が亡くなったときは、当手続の要不要にかかわらず、区役所等にお問い合わせください。

公的年金の手続④:寡婦年金・死亡一時金・遺族基礎年金の請求

ご遺族の一部の方が該当するもので、区役所等で手続します。

■寡婦年金

国民年金の第1号被保険者(20~59歳で国内在住の自営業者・学生等)・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた期間(免除期間を含む)が原則10年以上あり、老齢基礎年金等を受けていない夫が亡くなったとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計維持されていた一定の妻が60~65歳の間に受けられるものです。

■死亡一時金

第1号被保険者・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた月数が原則36月以上ある方が、老齢基礎年金等を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた一定のご遺族が受けられる一時金です。

■遺族基礎年金

国民年金の受給者・被保険者・被保険者であった方等で要件を満たしている方が亡くなったとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子(障害状態にある場合は20歳未満)のいる配偶者」または「当該年齢にある子」が受けられるものです。

持ち物

請求する年金・一時金の種類によって異なります。
詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

2階 30 窓口 保険年金課国民年金係 TEL 045-978-2331 FAX 045-978-2417

寡婦年金・死亡一時金・遺族基礎年金ともに、ご遺族がお住まいの市区町村が窓口となります。

※死亡時に国民年金第3号被保険者であった方に関する遺族基礎年金は、年金事務所が窓口となります。

期 限

早めに窓口となる区役所等にお問い合わせください。

※死亡日の翌日から起算して、年金は5年(一時金は2年)を経過したとき、給付を受ける権利は、原則、時効消滅します。

その他

■上記の年金・一時金をあわせて受けることはできず、いずれか1つを選択することとなります。

また、遺族厚生年金と遺族基礎年金等をあわせて受けられることがありますが、この場合は年金事務所等にお問い合わせください。



memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the first line below the 'memo' header and extending to the bottom of the page.

固定資産税(土地・家屋)の手続

亡くなった方が未登記家屋をお持ちであった場合、家屋所有者変更申請書の提出が必要です。

持ち物

- 戸籍証明(除籍謄本等)(被相続人の出生から死亡まで連続したもの)[P5 参照]
- 相続人全員の現在の戸籍謄本
- 相続人(新所有者になる方)の住民票の写し(市外の方のみ)
- 遺産分割協議書もしくは相続人全員の合意書または遺言書
- 遺産分割協議書等に署名した方全員の印鑑証明書



受付窓口

3階 50 窓口 税務課家屋担当 TEL 045-978-2255 FAX 045-978-2425

期限

早めにお手続きください。

その他

- 亡くなった方が固定資産(土地及び登記された家屋)をお持ちであった場合、法務局で相続登記の手続が必要です。[P20 参照]
- 1月1日時点の所有者に対して4月上旬に固定資産税(都市計画税)納税通知書を送付します。納税通知書が届かない可能性がある場合、税務課家屋担当または土地担当までご相談ください。

3階 50 51 窓口 税務課家屋・土地担当 TEL 045-978-2255・2249

特定小型・原動機付自転車・軽二輪等の軽自動車税(種別割)の手続

亡くなった方が特定小型・原動機付自転車・小型特殊自動車のいずれかをお持ちであった場合、廃車または名義変更の届出が必要です。
(二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車、三輪・四輪の軽自動車並びに普通自動車の場合は下記その他を参照)

持ち物

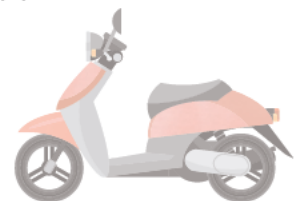
手続の種類によって異なります。
詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

3階 54 窓口 税務課軽自動車税担当 TEL 045-978-2245 FAX 045-978-2414

期限

廃車みの場合は事由発生日から30日以内、
名義変更される場合は事由発生日から15日以内に申告してください。



その他

- 亡くなった方が二輪の軽自動車・二輪の小型自動車をお持ちであった場合 [P20 参照]
- 亡くなった方が三輪・四輪軽自動車をお持ちであった場合 [P20 参照]
- 亡くなった方が普通自動車をお持ちであった場合 [P20 参照]

C

市税の口座振替変更・解約のご案内

口座振替に指定している口座が凍結した場合、残りのご納付について口座の変更登録または解約(納付書での納付)の手続が必要です。

【対象の税目】

■市県民税(住民税) ■固定資産税(土地・家屋・償却資産)

持ち物

●納税通知書

案内窓口

3階 59 窓口 税務課収納担当

※電話・FAXでの問い合わせ先

財政局納税管理課口座振替担当 TEL 045-671-3747 FAX 045-664-3030

期 限

早めにお手続ください。

その他

- 現在の支払方法は、納税通知書で確認することができます。
- 具体的なお手続は、金融機関で行っていただくことになります。
- 区役所に御来庁いただくず、金融機関で直接手続を進めていただいてもかまいません。
- お申出がない場合でも、口座振替不能となった時点で調査をし、財政局納税管理課から納付書をお送りすることがありますが、納付期限経過により延滞金が発生することがあります。早めのお手続をお願いします。

※市税は原則賦課期日(市民税・固定資産税は1月1日、軽自動車税(種別割)は4月1日)現在の状況に対して課税されます。年度途中に変更があったとしても、当該年度は納税義務が発生しますのでご注意ください。

D

納めていない税金の手続

相続人の方(相続放棄を行っていない方)には、亡くなった方の税金を納めていただく義務があります。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

3階 59 窓口 税務課収納担当 TEL 045-978-2275・2276・2277・2278 FAX 045-978-2415

期 限

早めに御相談ください。

A

各種障害者手帳の返還(各種障害手当の喪失届)

亡くなった方が次のいずれかの手帳をお持ちであった場合、返還が必要です。

■ 身体障害者手帳 ■ 精神障害者保健福祉手帳 ■ 愛の手帳(療育手帳)

また、手帳をお持ちでなくても、手当を受給している場合は手続が必要です。

持ち物

● 返還する手帳 ● 届出者の印鑑(朱肉を使うもの)

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2445 FAX 045-978-2427

※精神障害者保健福祉手帳のお問い合わせは(Tel 045-978-2453)

期 限

早めにお手続ください。

B

自立支援医療受給者証の返還

亡くなった方が「自立支援医療受給者証」をお持ちであった場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

● 自立支援医療(更生、精神通院医療、育成医療)受給者証

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2453 FAX 045-978-2427

※育成医療は2階37窓口 こども家庭支援課こども家庭係(Tel 045-978-2459)

期 限

早めにお手続ください。

C

福祉特別乗車券の返還

亡くなった方が「福祉特別乗車券(福祉パス)」をお持ちであった場合、返還が必要です。

持ち物

● 福祉特別乗車券(福祉パス)

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2444 FAX 045-978-2427

期 限

早めにお手続ください。

福祉タクシー券の返還

D

亡くなった方が「福祉タクシー券」をお持ちであった場合、返還が必要です。

持ち物

- 福祉タクシー券

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2444 FAX 045-978-2427

期限

早めにお手続きください。

障害者自動車燃料券の返還

E

亡くなった方が「障害者自動車燃料券」をお持ちであった場合、返還が必要です。

持ち物

- 障害者自動車燃料券

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2444 FAX 045-978-2427

期限

早めにお手続きください。

敬老特別乗車証の返還

F

亡くなった方が「敬老特別乗車証(ICカード)」をお持ちであった場合、返還が必要です。

持ち物

- 敬老特別乗車証(ICカード)

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2444 FAX 045-978-2427

期限

早めにお手続きください。

特定医療費(指定難病)受給者証の返納

G

亡くなった方が「特定医療費(指定難病)受給者証」をお持ちであった場合、返納が必要です。

持ち物

- 特定医療費(指定難病)受給者証

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課 TEL 045-978-2444 FAX 045-978-2427

期限

早めにお手続きください。

その他

- 特定医療費(指定難病)受給者証返納届出書は横浜市ホームページに様式、及び郵送先が掲載されています。



ホームページは
こちらから

児童手当の手続

亡くなった方が児童手当受給者であった場合、受給者変更の手続が必要です(未支払の児童手当がある場合、未支払請求書も提出が必要)。

亡くなった方が支給対象の児童であった場合、受給事由消滅届または額改定(減額届)が必要です。

持ち物

【受給者変更】 ●申請者の健康保険証(各種共済組合員のみ(私立学校教職員共済を除く))

●振込先口座(申請者名義に限る)

●申請者の個人番号確認資料[マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カード等]

●本人確認書類[P5 参照]

【額改定(減額届)・受給事由消滅届】

※持ち物が揃わない場合でもまず申請していただくようお願いいたします。

受付窓口

2階 37 窓口 こども家庭支援課こども家庭係 TEL 045-978-2459 FAX 045-978-2422

期限

亡くなった月の月末まで、または亡くなった日の翌日から15日以内

その他

■額改定(減額届)及び受給事由消滅届は横浜市ホームページに様式、郵送先が掲載されています。

■未支払請求書は窓口にあります。ご来庁が難しい場合はこども家庭係までお問い合わせください。

■ひとり親家庭になった場合、所得制限がありますが、児童扶養手当が受給できる場合があります。ホームページはこちらから



ホームページは
こちらから

児童扶養手当の手続

ご両親のうちいずれかが亡くなった場合、所得制限はありますが、児童扶養手当を受給できる場合があります。

亡くなった方が児童扶養手当受給者であった場合、受給者変更の手続が必要です。

亡くなった方が支給対象者の児童であった場合、額改定(減額届)または資格喪失届が必要です。

持ち物

受給される方の状況によって異なります。

詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課

※電話・FAXでの問い合わせ先 こども家庭支援課子育て支援担当 TEL 045-978-2457 FAX 045-978-2422

期限

早めにお手続ください。

※認定された場合は申請翌月から支給開始になります。

その他

■郵送でのお手続はできません。

■その他のひとり親家庭の支援制度は横浜市ホームページに掲載されています。



ホームページは
こちらから

C

特別児童扶養手当の手続

亡くなった方が特別児童扶養手当受給者であった場合、資格喪失・受給資格者死亡届の提出が必要です(未支払の特別児童扶養手当がある場合、未支払請求書も提出が必要)。
その上で、新たに当該対象児童を監護することになった方が新規認定請求をすることができます。

亡くなった方が支給対象者の児童であった場合、額改定(減額届)または資格喪失届が必要です。

持ち物

受給される方の状況によって異なります。
詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

2階 34 窓口 高齢・障害支援課

※電話・FAXでの問い合わせ先

こども家庭支援課子育て支援担当 TEL 045-978-2457 FAX 045-978-2422

期 限

早めにお手続ください。
※認定された場合は申請翌月から支給開始になります。

その他

■ 郵送でのお手続はできません。

D

幼稚園・保育園の手続

亡くなった方が保護者であった場合、世帯構成の変更届が必要です。
あわせて保護者変更や口座変更が必要な場合があります。

亡くなった方が児童であった場合、認定の取消等が必要です。

持ち物

受給される方の状況によって異なります。
詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

2階 37 窓口 こども家庭支援課保育担当 TEL 045-978-2428 FAX 045-978-2422

期 限

早めにお手続ください。

その他

■ 郵送での手続も可能ですが、状況によって必要な書類が異なるため保育担当にお問い合わせください。
なお、口座変更届の提出先は各金融機関となります。

A

被爆者健康手帳の返還・葬祭費の手続

亡くなった方が被爆者健康手帳をお持ちであった場合、返還が必要です。
喪主は葬祭費支給申請が可能です。

持ち物

- 被爆者健康手帳
- 死亡診断書または死体検案書の写し
- 会葬礼状(喪主の氏名及び葬祭の実施日が確認できるもの)または葬儀の領収書等
- 振込先口座の控え(喪主の口座)
- 手当証書(手当受給者の場合)

受付窓口

3階 63 窓口 福祉保健課健康づくり係 TEL 045-978-2439 FAX 045-978-2419

期 限

早めにお手続ください。

B

被爆者のこども健康診断受診証の返還手続

亡くなった方が被爆者のこども健康診断受診証をお持ちであった場合、受診証の返還が必要です。

持ち物

- 被爆者のこども健康診断受診証

受付窓口

3階 63 窓口 福祉保健課健康づくり係 TEL 045-978-2439 FAX 045-978-2419

期 限

早めにお手続ください。

C

道路・水路等の占用許可の手続

亡くなった方が占用許可を受けており、相続人が権利を承継する場合、届出が必要です。
また、占用許可を廃止する場合も届出が必要です。

持ち物

- 占用許可書
 - 土地・建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本)等
 - 戸籍謄本等
- 占用物件により必要な書類が異なりますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

受付窓口

青葉土木事務所(青葉区役所の向かい)管理係 TEL 045-971-2300 FAX 045-971-3400

期 限

早めにお手続ください。

飲食店等の営業許可の手続

相続による営業許可承継届
または廃業届

D

亡くなった方が個人事業主で飲食店等の営業許可を取得しており、ご遺族が許可を承継する場合、相続による営業許可承継届が必要です。また、営業を終了する場合は廃業届が必要です。

持ち物

- 【相続】 ● 営業許可証 ● 戸籍謄本等又は法定相続一覧図(被相続人と相続人を証明するもの)
● 相続人の同意書 ● 本人確認書類
- 【廃業】 ● 営業許可証 ● 食品衛生責任者票(食品衛生責任者証)

受付窓口

3階 61 窓口 生活衛生課食品衛生担当 TEL 045-978-2463 FAX 045-978-2423

期限

早めにお手続ください。

その他

- 手続は飲食店等の所在地の保健所(横浜市内の場合は、所在区の福祉保健センター)で行います。

飼い犬の登録事項変更の手続

E

亡くなった方が飼っていた犬がいる場合、新たに飼う方が住んでいる自治体に登録事項変更の届出が必要です。

持ち物

- 登録時に交付された犬鑑札 ● マイクロチップ登録証明書(環境大臣指定登録機関に登録済みの場合)

受付窓口

新たに飼う方が住んでいる自治体(市区町村)にある犬の登録窓口
※手続詳細は各自治体窓口にお問い合わせください。

期限

変更したときから30日以内



相続に関する相談のご案内

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。以下の無料相談をご利用ください。

- 相続全般に関する相談(税に関する相談を除く)～弁護士相談～

法律相談	予約制、25分以内、 2週間前受付開始	実施日	時間
		火・水曜日	13:00～16:00

- 相続登記・遺産分割協議書作成等に関する相談～司法書士・行政書士相談～

司法書士相談	予約制、25分以内	実施日	時間
		第1金曜日	13:00～16:00

行政書士相談 [※]	予約制、25分以内	実施日	時間
		第2木曜日	13:00～16:00

※遺産分割協議書の作成についてのみ

- 相続税に関する相談～税理士相談～

税務相談	予約制、25分以内 (2・3月は実施なし)	実施日	時間
		第4木曜日	13:00～16:00

■ 相談はすべて無料です。 ■ ご予約できるのは、相談者が区内在住の方に限ります。 ■ 多くの方にご利用いただくため、法律相談・司法書士相談・税務相談は年度内1人1回までとさせていただきます。

【予約窓口】 1階 1 窓口 区政推進課広報相談係
TEL 045-978-2221・2222 FAX 045-978-2411

【予約方法】

窓口及び電話で受付をします。
(平日8:45～17:00、先着順)
法律相談のみ、相談実施日の2週間前(同曜日)の8:45(祝日の場合は直前開庁日)から予約受付を開始します。

ホームページは
こちらから



区役所以外での主な手続一覧

令和6年9月現在

対象	主な手続	該当	問い合わせ先
公的年金 (国民年金・厚生年金等)	<ul style="list-style-type: none"> ■未支給年金の請求 ■遺族厚生年金の請求 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・港北年金事務所 TEL 045-546-8888 ・ねんきんサテライト青葉台(港北年金事務所 青葉台分室) TEL 045-981-8211 ・ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165(ナビダイヤル) TEL 03-6700-1165(一般電話) ・予約受付専用電話 TEL 0570-05-4890(ナビダイヤル) TEL 03-6631-7521(一般電話) ・日本年金機構ホームページ 日本年金機構 検索Q <p>※上記は全て日本年金機構が設置する窓口等となります。 年金事務所への来訪は必要書類をご確認の上、事前予約をおすすめします。 ※共済年金を受けていた方が亡くなった場合、原則、年金事務所または共済組合のどちらでも手続が可能です。</p>
預貯金口座等	<ul style="list-style-type: none"> ■預金相続等 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関等 各銀行の店舗情報は「全国銀行協会ホームページ」 全国銀行協会 銀行の店舗を探す 検索Q
株式・債券 (国債や地方債等)等	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更等 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社、銀行等の各金融機関 証券会社の店舗情報は「日本証券業協会ホームページ」 日本証券業協会ホームページ 検索Q 銀行の店舗情報は「全国銀行協会ホームページ」 全国銀行協会 銀行の店舗を探す 検索Q
生命保険等	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求等 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入していた生命保険会社または代理店
損害保険等	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更・解約等 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入していた生命保険会社または代理店
普通自動車	<ul style="list-style-type: none"> ■廃車・名義変更等に関する事 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局 神奈川運輸支局(横浜市都筑区池辺町3540) TEL 050-5540-2035
	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車税(種別割)に関する事 	<input type="checkbox"/>	<p>お近くの県税事務所または自動車税管理事務所へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑県税事務所(横浜市青葉区市ケ尾町27-5) TEL 045-973-1911 ・自動車税管理事務所 横浜駐在事務所(横浜市都筑区池辺町3540-3) TEL 045-932-3641
三輪・四輪軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ■廃車・名義変更等に関する事 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会 神奈川事務所(横浜市都筑区佐江戸町770-1) TEL 050-3816-3118
二輪の軽自動車・ 二輪の小型自動車	<ul style="list-style-type: none"> ■廃車・名義変更等に関する事 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局 神奈川運輸支局 TEL 050-5540-2035
国税関係	<ul style="list-style-type: none"> ■相続税に関する事 ■所得税・消費税申告に関する事 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑税務署(横浜市青葉区市ケ尾町22-3) TEL 045-972-7771
不動産登記関係	<ul style="list-style-type: none"> ■土地・家屋等移転登記に関する事 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 青葉区または緑区に土地・登記された家屋をお持ちの方 ・横浜地方法務局青葉出張所(横浜市青葉区荏田西1-9-12) TEL 045-973-2020 <p>※青葉区または緑区以外に土地・登記された家屋をお持ちの方は、各管轄の本局または支局・出張所へお問い合わせください。</p>
空家関係	<ul style="list-style-type: none"> ■空家の管理に関する事 	<input type="checkbox"/>	<p>土地・家屋を相続した場合、相続した方が空家を管理する必要があります。管理の方法や家財の整理等でご不明な点は、以下の窓口で相談できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家の総合案内窓口〈住まいのイン〉 (横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル4階) TEL 045-451-7762
遺言書	<ul style="list-style-type: none"> ■検認・開封 	<input type="checkbox"/>	
相続放棄	<ul style="list-style-type: none"> ■相続放棄の申立 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜家庭裁判所(横浜市中区寿町1-2) TEL 045-681-4181(代表)
遺産分割協議	<ul style="list-style-type: none"> ■遺産分割協議の申立 	<input type="checkbox"/>	

対象	主な手続	該当	問い合わせ先
市営住宅	同居者が亡くなった場合 ■市営住宅の異動手続 ※名義人が亡くなった場合は「入居承継」の申請が必要 退去される場合 ■市営住宅の返還手続	<input type="checkbox"/>	・株式会社東急コミュニティー 中川事務所 (横浜市都筑区中川 1-4-1 ハウスクエア横浜内 住まいの情報館3階) TEL 045-910-1840
県営住宅	■名義承継・明渡等	<input type="checkbox"/>	・神奈川県県営住宅部入居管理課 TEL 045-311-8105
農地	■農地相続の届出 (農地の相続登記後に必要)	<input type="checkbox"/>	農地の相続登記について P20「不動産登記関係」参照 農地に関する手続 ・横浜市中央農業委員会[鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑] (横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区総合庁舎4階) TEL 045-948-2475 ・横浜市南西部農業委員会[それ以外の区] (横浜市戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎8階) TEL 045-866-8495
森林	■森林の相続の届出	<input type="checkbox"/>	相続により森林※の土地を取得した場合は届出が必要です。 (※森林法で規定する「地域森林計画対象民有林」が対象) 手続の詳細をホームページでご案内しています。 横浜市 森林の所有者届出制度 検索Q ・みどり環境局公園緑地事業課 TEL 045-671-3534
墓地	■使用権承継(名義の変更)	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用の場合 ・お使いの墓地管理事務所 または 健康福祉局環境施設課 TEL 045-671-2450 民営墓地を使用の場合 ・それぞれの墓地管理者にお問い合わせください。
上下水道	水道を使用しない場合 ■使用中止の手続 水道を引き続き使用する場合 ■名義変更等の手続 減免対象者※が亡くなった場合 ■減免解除の手続	<input type="checkbox"/>	・水道局お客さまサービスセンター TEL 045-847-6262 (24時間365日受付) 減免適用になる要件 ※身体障害者(1級又は2級)、知的障害者(知能指数35以下)、精神障害者(1級)、重複障害者(身体障害3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。2人で要件を満たす場合も含まれます。)、ひとり親家庭等(医療費助成世帯)、要介護4又は5、特別児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等(生活保護を受けている母子家庭等)
遺品整理などに伴うごみの処理	■一時多量ごみの処理	<input type="checkbox"/>	遺品整理などで一度に多量に出るごみは、市の処理施設にご自分で持ち込むか、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に処理を依頼してください。 横浜市一般廃棄物処理業許可業者一覧 検索Q ・市の処理施設にご自分で持ち込む場合の申し込み先 資源循環局青葉事務所 TEL 045-975-0025
固定電話(NTT東日本)	■契約承継・解約	<input type="checkbox"/>	・TEL 局番なしの116 ・携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話から TEL 0120-116-000
固定電話(NTT東日本以外)	■名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	・各契約会社
携帯電話・インターネット	■名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	・各契約会社
NHK受信料	■名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	・NHKコールセンター TEL 0570-077-077
電気・ガス料金等	■名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	・各契約会社
運転免許証	■返納手続	<input type="checkbox"/>	・青葉警察署(横浜市青葉区市ケ尾町29-1) TEL 045-972-0110
在留カード 特別永住者証	■返納手続	<input type="checkbox"/>	・東京出入国在留管理局横浜支局(横浜市金沢区鳥浜町10-7) TEL 0570-045259
パスポート	■返納手続	<input type="checkbox"/>	・神奈川県パスポートセンター (横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル2階) ・横浜市センター南パスポートセンター (横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-1 市営地下鉄センター南駅1階 7番出口付近) ・電話案内センター TEL 045-222-0022
クレジットカード	■解約	<input type="checkbox"/>	・各契約会社
ケーブルテレビ	■名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	・各契約会社



横浜市青葉区 おくやみハンドブック

令和6年9月改訂

〒225-0024

横浜市青葉区市ケ尾町31-4

TEL 045-978-2323(代表)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。